

慶良間諸島国立公園（仮称）の指定に関する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

平成25年8月22日（木）から9月20日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においても、これらの結果を報告します。

2. 変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 7通

【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 24件

3. 今後の予定

平成25年12月 中央環境審議会に変更案を諮問

平成25年12月 中央環境審議会より答申

平成26年3月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

慶良間諸島国立公園（仮称）の指定に関する

パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	国立公園指定について評価する。	4	—
2	指定書の指定理由には、本公園の最も特徴的で価値のあるのは海中の景観であることを追記して欲しい。また、指定書の指定理由には、海中景観にとどまらず、わが国のすぐれた生物多様性の豊かさに最も寄与しているのが、慶良間諸島を含む南西諸島にみられる海中生物の種の豊かさであり、生物多様性の保全の観点からも、慶良間諸島国立公園の海域部分はずっとも大切で、重要であること。	1	慶良間諸島国立公園の指定理由は、サンゴ礁生態系の海中景観、クジラ類の繁殖海域としての景観、多島海の景観、砂浜海岸の景観等多様な海域景観に代表性及び傑出性があることであり、その旨、指定理由に記載しております。また、海中生物の種の豊かさについては、当該海域及び周辺海域の生物多様性の確保に寄与すると考えており、生息する魚類、サンゴ類、海藻類等の種数を記載しております。
3	指定書の人文景観の記述を充実させて欲しい。特に第2次世界大戦中の歴史（集団自決の歴史も含めて）は事実として触れるべき。そのような歴史の上に、現在の慶良間諸島が存在していることを示すべき。	1	ご指摘を踏まえ、指定書の「2（1）オ 人文景観」の項目に記載しました。
4	ザトウクジラの繁殖海域とサンゴ礁の保全のために、国立公園区域に含まれる全海域を海域公園地区に指定して欲しい。	2	本国立公園については、高密度にサンゴ礁が発達している区域について、海域公園地区に指定する案としました。
5	近年、沖縄本島ではサンゴが水深 30 メートルよりも深い場所に生息しており、そのような生息地は地球温暖化等の影響からの退避場として機能しているとの研究もある。そのため、さらに深い水深（例えば 40 メートル）のところまで海域公園地区に指定すべき。	1	環境省及び沖縄県が行った調査の結果では、慶良間諸島周辺において、高密度にサンゴが生息し、優れた海域景観を呈する範囲が水深 30 メートル以浅の海域であったため、今回は当該海域を海域公園地区に指定する案としました。
6	海域の普通地域の一部が普天間飛行場代替施設建設事業の埋め立て用海砂採取予定地となっているため、環境大臣は国立公園内での海砂採取を許可すべきではなく、事業者に対してはその旨指導すべきである。	1	海域公園地区に隣接するその周辺 1 キロメートルの海域普通地域において、土石を採取する場合には、自然公園法第 33 条に基づき環境大臣への届出が必要です。届出がなされる場合にあつて

			は、自然公園法に基づき、適切に対応します。
7	慶良間諸島の前島やチービシ近くでは、大規模な海砂の採取がこれまで行われてきており、沖縄県内の人工ビーチや埋立て等に使われてきている。同海域における海砂採取は、同海域への影響だけでなく、沖縄県としての人工ビーチ設置や埋立てという環境負荷の観点からも懸念されているが、指定書や計画書では、海砂採取について触れられていない。少なくとも事実として、海砂採取の問題については触れるべきである。	1	ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
8	慶良間諸島周辺海域において、サンゴの再生を図るにあたっては、水質保全等海洋環境の改善に取り組むことを優先し、人工的なサンゴ移植はしないこととして欲しい。 やむを得ず行う場合にあっては、海底の自然環境が損なわれないよう、プロのダイバーや専門家のみが行うこととして欲しい。	1	ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
9	海水浴客による野生生物への餌付け禁止を徹底して欲しい。	1	ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
10	保全を必要とする特に重要な海域については、着底を禁止する海域として設定し、自然保護意識と潜水技術が高いダイバーのみが潜れるようにするべき。	1	ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
11	本地域は豊かな自然資源を活用し、スキューバダイビングやホエールウォッチングが盛んであり、地元の事業者や自治体が、利用ルールの策定やオニヒトデの駆除などの保護活動を積極的に行っている。 これらの経緯を踏まえ、国立公園の管理運営にあたっては、協議会の設置等による管理運営をして欲しい。 さらに、国立公園の管理運営の方針として、慶良間諸島の自然資源を守り、地域の持続可能な社会づくりに寄与することを打ち出して欲しい。	1	ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
12	本地域は、大型鯨類や造礁サンゴ群集など日本でも希少な海域生物が棲息する場所であり、今後この貴重な海域が、日本国の共有自然財産として恒久的に保全される	1	ご意見については、今後の本地域の保全施策の参考とさせていただきます。

	<p>ことを望む。</p> <p>特に、サンゴ礁については、地球温暖化等による海水温度の上昇や海洋酸性化、海域と接する社会情勢の変化などの脆弱性を抱えており、今後、現行の自然公園法のみで対応不可能な状況が生じることも考えられる。</p> <p>そのため、今後、国立公園計画の見直しを適宜行う他、水産資源保護法に基づく保護水面の設定や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の海中特別地域の設定等を含め、現行法制度の活用等について積極的に検討されることを望む。</p>		
13	<p>座間味村の屋嘉比島がカラスバト等の希少な鳥類が生息する場所であり、慶伊瀬島（クエフ島、神山島、ナガンヌ島）はアジサシ類の集団繁殖地であることから、それぞれ県の鳥獣保護区に指定されているが、陸域のみではなく海域における鳥獣保護区も指定されることを望む。</p>	1	<p>慶伊瀬島は、すでに沖縄県指定チービシ鳥獣保護区に指定されておりますが、御意見については、今後の野生生物行政の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>実効性のある環境保全を達成するためには、事業者のみならず、住民や観光客による適正な利用が不可欠であり、省庁の垣根を超えた連携も不可欠である。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
15	<p>陸地や海岸を隔てるような護岸施設や沿岸道路について、自然に回帰することを検討して欲しい。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
16	<p>座間味村では夏期に水が不足するので、水が豊富な渡嘉敷村からの融通策を期待する。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
17	<p>各ビーチにおいて太陽光と蓄電池による複合浄化槽と上水道を備えたトイレやシャワー等の施設の整備を期待する。</p> <p>利用施設計画のうち野営場計画があるが、現在の利用者のモラルを踏まえると設置することには反対する。仮に、野営場を設置する場合は厳格な管理体制の構築をして欲しい。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
18	<p>亜熱帯海域全般に生息する猛毒を有するイモ貝類について、沖縄内外の観光担当者に対して、対応措置と正確な知識の普及が必要である。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
19	<p>慶良間諸島の住民及び観光客に対して、世界規模でのサンゴの白化と海面上昇の原因とされる地球温暖化に関する教育、省エネルギー対策、ゴミ対策が必要である。</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。</p>
20	<p>サンゴのモニタリングと保全対策の実施には熟練し</p>	1	<p>ご意見は今後の慶良間諸島国</p>

	た民間ダイバーの参画が不可欠であり、熟練したダイバーの育成を実施すべき。		立公園の管理運営にあたり、参考とさせていただきます。
--	--------------------------------------	--	----------------------------

メール：7通、意見：20件